

長崎労働基準監督署発表  
令和7年7月28日(月)

【照会先】

長崎労働基準監督署

副 署 長 中川 征治

○第二方面主任監督官 大石 康博

電話 095-846-6391(17:15 まで)

095-846-6354(17:15~19:00)

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～踏み抜きによる危険を防止する措置を講じていなかった疑い～

長崎労働基準監督署(署長 いのうえ かずひで 井上 和秀)は、本日、株式会社NTT フィールドテクノ及び同社社員を、労働安全衛生法違反の疑いで長崎地方検察庁に書類送検しました。

### 【事件の概要】

令和7年2月4日、長崎県南松浦郡新上五島町の作業現場において、作業員が地上から高さ約2.7メートルの屋根上で固定電話機用保安器の交換作業を行う際、踏み抜きによる危険防止措置が講じられていなかった疑い

### 1 被疑者

(1)株式会社 エヌティティNTT フィールドテクノ

所在地：大阪府大阪市都島区東野田町

事業内容：電気通信事業

(2)現場責任者 A

### 2 関係法令(別紙1参照)

株式会社NTT フィールドテクノ及び同社の現場責任者Aに対して

労働安全衛生法違反

同法第21条第2項(事業者の講ずべき措置等)

労働安全衛生規則第524条(スレート等の屋根上の危険の防止)

同法第119条第1号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

### 3 災害の概要

株式会社 NTT フィールドテクノが請け負った長崎県南松浦郡新上五島町に所在する民家の固定電話機用保安器の交換作業現場において、同社の労働者をポリカーボネート製の屋根の上で作業を行わせる際、令和7年2月4日、現場の安全管理を行っていたAは、同ポリカーボネート製の波板は厚さ0.7ミリメートルで人の体重を支えるだけの十分な強度を有しないものでありましたが、幅が30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等、労働者の墜落を防止するために必要な措置を行わずに作業を行わせたものです。その結果、同社の労働者Xが当該波板を踏み抜き、高さ約2.7メートルの屋根上から地面に墜落して重傷を負ったものです。

### 4 被疑内容

労働安全衛生法では、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該危険を防止するため、幅が30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等の措置を講じることが規定されていますが、本件災害発生当時、このような措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

### 5 その他

長崎労働基準監督署管内において、令和7年1月から6月末までの間に休業4日以上の労働災害は281件（うち死亡災害4件）発生し、そのうち墜落・転落による災害が44件（うち死亡災害2件）となっています（新型コロナウイルスり患分を除く）。

墜落災害はひとたび発生すると重篤な結果となりやすいことから、長崎労働基準監督署では、臨検監督をはじめ、労働災害防止団体及び発注団体との合同パトロール、集団指導等あらゆる機会を通じて労働災害防止のための取組みを行っているところですが、法違反により死亡や重傷等の重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、今後も司法処分を含め厳正に対処していく方針です。

### 6 添付資料

別紙1 関係条文

## 関係条文

### 労働安全衛生法(昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号)

(事業者の講ずべき措置等)

#### 第 21 条

第 1 項(略)

#### 第 2 項

事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条、第 35 条、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 6 項、第 44 条の 2 第 7 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項、第 57 条の 3 第 5 項、第 57 条の 4 第 5 項、第 59 条第 3 項、第 61 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 65 条の 4、第 68 条、第 89 条第 5 項(第 89 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 97 条第 2 項、第 104 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した者

二から四(略)

(両罰規定)

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

### 労働安全衛生規則(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号)

(スレート等の屋根上の危険の防止)

第 524 条 事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が 30 センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。